

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊勢市長 鈴木健一

市町村名 (市町村コード)	伊勢市 ( )	
地域名 (地域内農業集落名)	小俣町元町・相合・東新村 ( )	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月28日 (第 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現状は、水田においては、地元の中心経営体である法人が50%近く引受けているが、残りの自作農業者も高齢化が進んでいる。その他の品目では、施設野菜や露地野菜など多品目の栽培が行われている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域内の中心経営体である法人に集積が進められており、今後は集約化をより進め農作業の効率化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	140 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	140 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

小俣町元町・相合・東新村地内において農用地に該当するエリアを農業上の利用が行われる農用地等の区域として整理する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地利用は、地域内の農業を担う者である認定農業者が担っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
利用権設定は農地中間管理機構を活用し、集約化も機構を活用して進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点での要望はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在、主穀中心、露地野菜、施設野菜等の多様な経営体が営農に取り組んでいる。 今後も、幅広い品目で経営体を確保していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる作業は、委託の活用について検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① この地域では、一部で猪による被害があるため、引き続き、侵入防止柵の設置や捕獲の強化に取り組む。
- ③ 土地活用型の担い手においては収量コンバイン等のスマート農業機器の活用を進めている。当地域内においても効率的に活用できるように集約化を進めていく。